

岩手県告示第 255 号

市町村研修職員要綱（昭和 34 年岩手県告示第 86 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
(身分) 第 5 知事は、研修を適当と認めた職員（以下「研修職員」という。）を県の <u>吏員</u> に併任するものとする。	(身分) 第 5 知事は、研修を適当と認めた職員（以下「研修職員」という。）を県の <u>職員</u> に併任するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	